6 年 金

1.障害基礎年金(国の制度)

病気やケガによって障がい者となり、日常生活に著しい制限を受けるようになった場合に、国民 年金法によりその障がいの程度に応じて(障害基礎年金の1級又は2級の認定を受けたとき)年金 が支給されます。

身体障害者手帳の等級とは基準が異なります。

(1)受給要件

次の要件に該当する場合に支給されます。

国民年金に加入中(もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいる)に初診日のある病気やケガで障がい者になった方。

初診日の前日において、初診日の前々月までの保険料を納めた期間(免除期間を含む)が加入期間の3分の2以上ある必要があります。(初診日が令和8年3月31日までにあるときは、初診日の前々月までの1年間に保険料の滞納がなければよいことになっています)

20歳になる前に初診日のある病気やケガで障がい者になった方。

ただし、本人に一定額を超える所得が別表(147ページ)であるときは、年金額が半額または 全額停止されます。

(2)年金額(年額)

1級 1,020,000円(68歳以下)、1,017,125円(69歳以上)

2級 816,000円(68歳以下)、813,700円(69歳以上)

また、受給権を得た時に障害基礎年金の受給者によって生計を維持されている18歳になった後の最初の3月31日までの子(障害等級1級又は2級の状態にある子は20歳未満)がいるときは、次の加算が行われます。

1人目、2人目 各 234,800円

3人目以降の子 各 78,300円

(3)申請に必要なもの

必要書類等につきましては、申請される方によって異なりますので、担当窓口までお問い合わせの上ご来庁下さい。

< 問合せ > 国保年金課国民年金係 内線 2411

2.心身障害者扶養共済制度(都の制度)

扶養年金制度にかわり、平成20年4月から新たに始まった制度です。障がい者を扶養している 保護者が生存中に一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障がいと認められた とき、障がい者に終身一定額の年金を支給する制度で、東京都に転入、もしくは都から転出した場 合でも加入が継続できる全国共通の制度です。

(1)対象

次の全ての要件を満たす方

障がい者の保護者であること(障がい者を扶養している方)

東京都内に住所があること

特別な疾病や傷病がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

年度初日(4月1日)の年齢が65歳未満であること

障がい者1人に対して1人の保護者のみ加入可

(2)障害者の範囲

知的障がい者 身体障がい者(1~3級)

精神または身体に永続的な障がいがあり、その程度がまたはと同程度の者。

(脳性まひ・進行性筋萎縮症・自閉症・血友病等)

(3)掛金

10 9,300円~23,300円(年齢によって異なります)

生活保護世帯、住民税非課税世帯等は掛金の減額制度があります。

(4)年金の支給

支給開始加入者の死亡、または重度障害になった月から

支給期間 障がい者に対し、終身支給

支給額 月額20,000円 (加入1口あたり)

< 問合せ > 東京都扶養共済事務センター 電話 3344-8633

FAX 3344 - 7281

3. 荒川区障がい者福祉給付金

障がいを有しながら、国民年金制度の発展過程において生じた公的年金(特別障害給付金を含む)を受給できない特別永住者の外国籍区民(現在、日本国籍を取得した区民を含む。以下「外国籍区民等」という)に対して、荒川区障がい者福祉給付金を支給することにより、その方の生活を支援し、障がい者福祉の向上を図ることを目的とします。

(1)支給対象者

下記のいずれかに該当する外国籍区民等(居住期間は問わない)

昭和37年1月1日以前に生まれた方で、昭和57年1月1日前に中度以上の障がい者となった 外国籍区民等、又は同日以降に中度以上の障がい者となった方で、その初診日が同日前であ る外国籍区民等。

昭和22年1月1日以前に生まれた方で、昭和57年1月1日から昭和61年3月31日までの間に中度以上の障がい者となった外国籍区民等、又は昭和61年4月1日以降に中度以上の障がい者となった方で、その初診日が同日前である外国籍区民等。

(2)支給額

重度の障がい者 月額33,000円

身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神障害保健福祉手帳1級

中度の障がい者 月額26,000円

身体障害者手帳3級、愛の手帳3度、精神障害保健福祉手帳2級

(3)支給停止該当事由

基本的には、障害基礎年金の支給停止該当事由に準じます。それ以外の事由については下記のとおりです。

公的年金の受給権者となった場合 (特別障害給付金に準じる)

他の自治体から同様の給付金を受給している場合

生活保護法第11条に規定する扶助のいずれかを受けている場合

なお、上記 の該当事由により停止された場合の解除については、職権により行うことができることとします。

(4)資格喪失事由

死亡したとき。
重度又は中度の障がい者でなくなったとき。

区外に転出したとき。 虚偽その他不正の手段により給付金を受給したとき。

辞退したとき。

< 問合せ > 障害者福祉課障害サービス係 内線 2691